ただし、東金インターチェンジにおいて千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合の割引額（単位：円）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	松尾横芝	山武成東	東金	茂原北	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津ジャンクション
東金	70	40	—	50	90	130	180	220

普通車

	松尾横芝	山武成東	東金	茂原北	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津ジャンクション
東金	80	50	—	60	120	160	230	260

中型車

	松尾横芝	山武成東	東金	茂原北	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津ジャンクション
東金	100	50	—	70	140	190	270	160

大型車

	松尾横芝	山武成東	東金	茂原北	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津ジャンクション
東金	140	80	—	90	190	270	380	230

特大車

	松尾横芝	山武成東	東金	茂原北	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津ジャンクション
東金	230	120	—	160	310	450	630	730

1．⑶⑭及び⑮を次のとおり改める。

⑭　乗合型自動車回数券割引

イ　割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜新道、京葉道路、横浜横須賀道路、千葉東金道路、第三京浜道路又は首都圏中央連絡自動車道のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間の各インターチェンジ相互間を通行する別表１－１又は別表１－２に掲げる乗合型自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ　適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。ただし、千葉東金道路及び首都圏中央連絡自動車道のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間については、平成28年４月１日までとする。

⑮　割引相互間の適用関係

イ　割引相互間の重複適用関係

①から③及び⑥から⑬に定める割引相互間の重複適用関係は別表７のとおりとする。

ロ　重複適用無しと定めた割引の適用方法

別表７において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。